

2021年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修 3号研修(特定のものを対象とした研修)開催要項

1 研修目的

平成24年4月に法改正された「社会福祉士及び介護福祉士法」により介護職員等によるたんの吸引等の実施について制度化されたことから、介護保険施設、障害児施設及び居宅介護事業所等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員を養成することを目的とし、研修事業を実施する。

2 研修機関 特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

〒478-0047 愛知県知多市緑町12-1 知多市市民活動センター

3 研修課程 第3号研修(特定のものを対象にした研修)

4 研修日程・会場・講師 別添1のとおり

5 研修修了の認定方法

基本研修を受け、基本研修の到達目標を達成したものであって、現場研修における評価基準を満たしたものを修了と認定する

6 募集時期 2021年11月1日(月)～2021年12月28日(月)

7 受講資格 下記の事業所に勤務する介護職員等で特定の者に対してたんの吸引等の行為を行う必要があり、全てのカリキュラムを受講できる方 介護サービス事業所 障害福祉サービス事業所 特別支援学校等

8 受講定員 40名(基本研修及び実地研修受講の方20名、実地研修のみ受講の方20名)

9 受講手続 受講希望の方はまず、お電話ください。申込書と対象者(又は家族)の同意書を提出していただき、申込書類を確認の上、受講可否の連絡をさせていただきます。免除科目がある方はそれを証明するもの(コピー)を提出してください。

10 受講料 基本研修 23,000円(別途消費税として10%が必要)(テキスト代別)

テキストは三菱UFJリサーチ&コンサルティング「喀痰吸引等研修テキスト第三号研修(特定の者対象)」からダウンロードしてください。(約230ページ)「指導者マニュアル」ではなく「研修用テキスト」をダウンロードしてください。サポートちたで購入する場合は1,300円(別途消費税10%)必要です。

実地研修

・事務手数料(下表は税別金額です。別途消費税として合計金額の10%が必要)

基本研修から申込み	対象者1人目	対象者2人目以降1人につき
	6,000円	3,800円
実地研修から申込み	対象者1人目	対象者2人目以降1人につき
	6,700円	3,800円
指導看護師を新規で登録する場合		登録業務代として1,200円

・実地指導料※(対象者1人につき1日5,000円×日数)

指導看護師による評価により、問題ないと判断されるまで実施。

※事業所内に指導看護師がいる場合は不要。また、訪問看護ステーション等と特別な取り決めがある場合は、そちらを優先する。

・保険代 4,000 円(対象者 1 人につき)※申込み人数によって保険代金は変更になる場合があります。

申込書を確認の上、基本研修受講料及び実地研修事務手数料、保険代の請求書をお送りします。実地指導料は実地研修修了後、請求させていただきます。

やむを得ず欠席した場合でも受講料の返金は致しません。

※入金後のキャンセルについて、開講日の 1 週間以前の場合は全額返金(振込手数料は受講生負担)、1 週間以内の場合は事務手数料が必要となります。なお、開講日以降は返金できません。

※「研修受講支援事業補助金交付」のご案内

愛知県では、介護技術の向上等を図る資格を取得するための「研修受講支援事業」を実施しております。本事業では、介護従事者が喀痰吸引等研修を受講する際の受講料等を、介護事業所に対し補助金を交付するものです。(注:第 3 号研修に関しては、特定の対象者が障害福祉サービスのみを利用している場合は対象外となります。)

補助基準額や補助率等については、愛知県高齢福祉課ホームページをご覧ください。

補助金についてのお問い合わせ先

愛知県福祉局高齢福祉課介護人材確保グループ

電話:052-954-6814(ダイヤルイン)

ホームページアドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/korei/0000087886.html>

喀痰吸引等研修日程表(特定の者対象)

別添1

日にち	時間	時間数	科目	講師
1月6日(木) 受講生20名	9:30~10:00		オリエンテーション	事務局
	10:00~12:00	2	I 重度障害児・者等の地域生活等に関する講義	戸田愛
	13:00~16:00	3	II 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 1.呼吸について 2.喀痰の吸引	戸田愛
1月13日(木) 受講生20名	9:30~12:30	3	II 喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義 緊急時の対応及び危険防止に関する講義 3.健康状態の把握 4.経管栄養	戸田愛
	13:30~16:30	3	III 喀痰吸引等に関する演習	戸田愛 鷺見三重子
	17:00~17:30	0.5	筆記試験 ※90点以上で合格	
2022年1月6日(木)～ 2023年12月29日(金)			実地研修 ※実地研修は個別に日程を調整して、指導する看護師の評価において受講生が習得すべき知識・技能を修得したと認められるまで実施します。	

基本研修会場: 知多市緑町12-1 知多市市民活動センター (会議室)

TEL 0562-33-1631

実地研修会場: 2022年1月6日 ~ 2023年12月29日 対象者宅

免除科目について (第3号研修)

- ア 平成22年度に厚生労働省から委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業(特定の者対象)」の研修修了者
⇒ (履修の範囲) 基本研修
- イ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)の実施について」(平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)
⇒ (履修の範囲) 基本研修
- ウ 「ALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の在宅療養の支援について」(平成15年7月17日 医政発第0717001号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引の実施者
⇒ (履修の範囲) 基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
- エ 「在宅におけるALS以外の療養患者・障害者に対するたんの吸引の取扱いについて」(平成17年3月24日 医政発第0324006号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引の実施者
⇒ (履修の範囲) 基本研修の「喀痰吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義」及び「緊急時の対応及び危険防止に関する講義」のうちの喀痰吸引に関する部分並びに「喀痰吸引等に関する演習」のうちの通知に基づき実施している行為に関する部分
- オ 「盲・聾・養護学校におけるたんの吸引等の取扱いについて」(平成16年10月20日 医政発第1020008号 厚生労働省医政局長通知)に基づくたんの吸引等の実施者
⇒ (履修の範囲) 基本研修(気管カニューレ内部の喀痰吸引に関する部分を除く)
- カ 第3号研修修了者が新たな特定の者を対象とする場合
⇒ (履修の範囲) 基本研修
※基本研修を受ける必要はなく、その対象者に対応した実地研修を受講すればよい。
- キ 重度訪問介護従業者養成研修統合課程修了者 ⇒ (履修の範囲) 基本研修

実地研修説明書

様

在宅や、高齢者施設、障害者（児）施設等において、たんの吸引や経管栄養等の医療的ケアを必要とする方が増加していることを踏まえ、法律の改正により、平成24年4月から一定の研修を受けた介護職員等は、一定の条件の下で『たんの吸引等』の行為を実施できることとなります。

これを受け“特定非営利活動法人地域福祉サポートちた”では、平成24年4月1日に施行されたこの制度が安全に提供されるため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的として研修事業を実施しています。

この研修事業では、以下のケアについて、介護職員等が、医師の指示のもとで指導看護師の指導を受けながら実施いたします。

①口腔内のたんの吸引

※口腔内とは、咽頭の手前までを限度としています。

②鼻腔内のたんの吸引

③気管カニューレ内部のたんの吸引

④胃ろう又は腸ろうによる経管栄養

※胃ろう又は腸ろうの状態に問題がないことの確認は、指導看護師が1日1回以上行います。

⑤鼻からの経管栄養

※栄養チューブが正確に胃の中に挿入されていることの確認は、指導看護師が毎回行います。

実地研修の実施にあたっては、以下の基本的な考えで臨むこととしておりますので、ご理解・ご協力をくださいますようお願いいたします。

1. 実地研修を行う介護職員等は、実務経験5年以上又は3年以上の実務経験を有し指導者講習を受講した指導看護師から指導を受けながら上記のケアを実施し、そのケアの習得状況を指導看護師が評価します。また、介護職員等は、基本研修（8時間の講義とたんの吸引と経管栄養についてのシュミュレーター演習）を修了しています。
2. 医療、介護等の関係者による連携体制を構築するなど必要な安全管理体制を確保した上で、医師、看護師等の指導の下に実施します。
3. この実地研修の実施を同意していただきますと、看護師と家族だけでなく介護職員も“たんの吸引等”ができることになり、ご家族の負担も軽減することができます。
4. 利用者様・ご家族様は、実地研修に関する意見や質問があれば、いつでも当事業所の管理者や看護師等にお尋ねください。
5. 実地研修を通して知り得た情報は、これを他者に漏らすことがないようプライバシーの保護に十分配慮します。

〒478-0047

知多市緑町 12-1 知多市市民活動センター1階

特定非営利活動法人 地域福祉サポートちた

代表理事 市野恵

担当 山森英津子

T E L : 0562-33-1631

F A X : 0562-33-1743